

J A M

政策 NEWS

Special Issue

2005年9月4日 第S-05号

【発行】 J A M

【発行責任者】 大山 勝也

【編集】 社会政策局

TEL 03-3451-2586

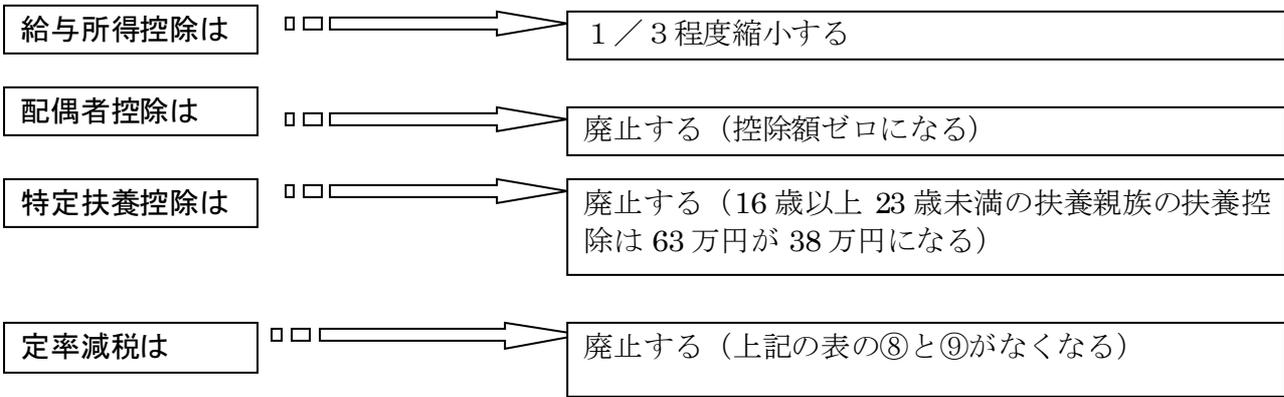
E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

もっと知ろうよ所得税 その4

年収500万円の場合、所得税がどのように計算されるのか見てみましょう。

	夫＝会社員妻＝無職 子ども＝小学生1人・高校生1人	単身世帯
①年収	5,000,000	5,000,000
②給与所得控除 ★	1,540,000	1,540,000
③給与所得控除後の金額 (①－②)	3,460,000	3,460,000
各種 控 除 額	基礎控除	380,000
	社会保険料控除	633,414
	生命保険料控除(生命保険＋個人年金)	100,000
	損害保険控除	3,000
	配偶者控除 ★	380,000
	特定扶養控除 ★	630,000
扶養控除	380,000	0
④所得控除 (各種控除額の合計)	2,506,414	1,116,414
⑤課税所得 (③－④)	953,586	2,343,586
⑦所得税額	95,359	234,359
⑧定率減税額 ★	19,072	46,872
⑨定率減税後の所得税額 (⑦－⑧)	76,287	187,487

政府案は★を縮小・廃止



JAMホームページを開いて「あなたの増税額はいくら？」をクリックしてみましょう。
あなたの増税額がすぐ計算できます。(http://jam-union.or.jp/)

9月11日(日)は必ず投票に行きましょう！！